

# こちら「企業の労働110番」です



一般社団法人 名北労働基準協会  
労働保険部係長  
特定社会保険労務士 若井 大志

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、労働者7名のある建設会社の社長様のご家族でした。

「社長が建設現場の2階から転落し、右足骨折休業3カ月の重傷を負ってしまいました。ところが、仕事上の事故で健康保険は使えず、社長のため元請会社や自社の労災

## 国の保険のブラックホール

保険も使えず、治療費は全額実費となつてしまいました。今後このようなことがないように、なんとかならないでしょうか？」というご相談でした。私は、労災保険が使えない社長・会社役員も事前加入することで国の保険に加入できる

「労災保険の特別加入」という制度があることをお伝えしました。国の保険で最も給付が充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様は、仕事や通勤中の事故でも使えません。また、健康保険に

た。私は、労災保険が使えない社長・会社役員も事前加入することで国の保険に加入できる「労災保険の特別加入」という制度があることをお伝えしました。国の保険で最も給付が充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様は、仕事や通勤中の事故でも使えません。また、健康保険に

保険者5名未満の会社の社長で、一般社員と同様の仕事をしている人は、仕事上の事故でも、例外的に健康保険が使えますが、健康保険の被保険者5名以上の会社では健康保険は使えず、困つたと



きに助けてもらえません。今回の相談内容のことを労災保険・健康保険が使えない補償の空白地帯である「国の保険のブラックホール」と言います。多くの方がこの「ブラックホール」を知らずに飲み込まれますが、この

「ブラックホール」から脱出する方法があります。それは、「労災保険の特別加入」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償されます。なお、「労災保険の特別加入」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービ

ス業、300名以下の上記以外の業種であり、労働保険事務組合に事務委託することが必要です。私ども（一社）名北労働基準協会の労働保険事務組合では「労災保険の特別加入」が可能です。

当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の労働保険事務の委託を受け、定評を得ております。

「労災保険の特別加入」についてのお申し込み・お問い合わせは、当協会労働保険部（☎052-962-0421）にて承ります。イラスト・森沢康代